

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 18 条に規定する理事及び監事の選任について必要な事項を定めるものとする。

(理事の選出区分)

第 2 条 理事の選出区分は次の表のとおりとし、定数の範囲内（7名以上8名以内）を選出する。

選出区分	定数
民生委員児童委員協議会	1名
ボランティア連絡協議会	1名
社会福祉事業経営団体の役職員	1名
町行政職員	1名
本会職員	1名
学識経験者	2～3名
定数合計	7～8名

(監事の選出)

第 3 条 監事は、次の 2 名とする。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者 1 名

(2) 財務管理について識見を有する者 1 名

(選定方法)

第 4 条 理事会は、前 2 条の規定に基づき、本会の役員候補者を選定し、評議員会に推薦の提案を行う。

(選任方法)

第 5 条 評議員会は、理事会から推薦された役員候補者について、選任の決議を行う。

(資格)

第 6 条 役員と評議員は、兼ねることができない。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更登記日から施行し、令和 7 年 6 月開催の定時業議員会終結時から適用する。